平成２５年（フ）第１８６号
岡山県加賀郡吉備中央町小森893番地、開始決定時の住所岡山市北区鹿田町１丁目４番８号壱番館1301号
破産者　綱嶋　政子
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８６号
岡山市北区高柳西町24番15号101、旧住所岡山県総社市井尻野1231番地８
破産者　小西　澄江
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８７号
岡山市北区高柳西町24番15号101、旧住所岡山県総社市井尻野1231番地８
破産者　田井　　亨
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７３号
岡山市北区弓之町８番12号ダイアパレス弓之町1005、旧住所岡山市中区古京町１丁目10番35号アルファライフ古京1102号
破産者　山本　英昭
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５６号
岡山市北区野田３丁目９番７号メゾンジュネス102、旧住所岡山市北区野田３丁目８番31号
破産者　上重とき子
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２５号
北九州市八幡西区上香月３丁目５番１号
破産者　有限会社ヘルパーステーションラーメタル
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２８９号
鹿児島県鹿児島市本名町2696番地１
破産者　有限会社後藤建設
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４９１号
東京都府中市本宿町１丁目26番地の９マルメゾン府中201、開始決定時の住所東京都東村山市栄町３丁目９番地３グーディッシュ久米川403
破産者　伊藤　壽昭
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６６０号
東京都小平市栄町２丁目24番25号アゼリアガーデンＤ棟－１
破産者　株式会社國分設備
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６６１号
東京都東村山市富士見町５丁目８番地28エンゼルハイム201、開始決定時の住所東京都東村山市恩多町１丁目36番地27
破産者　橋本新一郎
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９４４号
東京都立川市柴崎町３丁目４番17号
破産者　株式会社サムライフード
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９４５号
東京都町田市相原町369番地46
破産者　川上　信行（旧姓石黒）
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９５０号
東京都狛江市元和泉３丁目５番30号
破産者　武井　房男
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４４８号
山梨県甲府市中央４丁目６番20号
破産者　株式会社倉惣茶商店
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７９号
静岡県伊東市十足615番の144
破産者　日本ウェルズ株式会社
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３６２号
愛知県岡崎市井ノ口町字河原西31番地１
破産者　株式会社ティーワンコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３５９２号
大阪府豊中市北条町１丁目２番45―202号
破産者　有限会社フォレスタ・ジャパン
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８０号
兵庫県西宮市鷲林寺町７番19号
破産者　株式会社ＺＯＮＥ
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５７号
山口市旭通り１丁目１番10―1103号
破産者　亡吉屋克彦相続財産（開始決定時の表示レッツこと吉屋克彦）
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
鹿児島県薩摩川内市永利町4367番地12、商業登記記録上の本店所在地鹿児島県薩摩川内市国分寺町6926番地１
破産者　有限会社中郷開発
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係